

令和元年第 26 回公安委員会会議録

日 時	自午後 1 時 3 0 分 1 0 月 1 0 日 (木曜日) 至午後 4 時 0 0 分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	原委員長 小野委員 山本委員 高木委員 下山委員	
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部通信庶務課長	

第 1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞 7 件、意見の聴取 25 件について説明があり、決裁が行われた。

第 2 定例会議

1 令和元年 9 月熊本県議会定例会の結果について

(1) 会期

令和元年 9 月 4 日 (水) から 9 月 30 日 (月) までの 27 日間

(2) 警察関係提出議案及び報告

ア 令和元年度熊本県一般会計補正予算について

イ 専決処分報告について

ウ 公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について

エ 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 警察関係質問等

ア 本会議

(ア) 児童虐待の現状及び警察との連携について

(イ) タンデム (2 人乗り) 自転車の公道走行について

(ウ) 繁華街総合対策の現状と今後の取組みについて

(エ) 自転車の利活用について

イ 教育警察常任委員会 (9 月 20 日 (金) 開催)

(ア) 免許返納について

(イ) あおり運転対策について

(ウ) あおり運転の検挙について

(エ) 立ち会い拒否事案について

2 熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例について

(1) 条例改正の目的

「成年後見制度の利用の促進に関する法律 (平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。)」第 11 条第 2 号において、成年後見制度の利用の促進

に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

このような促進法の趣旨等を踏まえ、「熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号。以下「条例」という。）」についても、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係規定を整備する必要がある。

(2) 条例改正の概要

ア 現条例の規制概要

現条例では、風俗案内業の事業届出制度において、適正に風俗案内業を行うことが期待できない者として、客引き等で罰金刑を受け5年を経過しない者等の欠格事由を設けており、その中で、「成年被後見人」及び「被保佐人」については、風俗案内業の個人事業主、法人役員及び管理者となれないように制限している。

イ 条例改正の概要

本条例改正は、風俗案内業の個人事業主等に係る欠格事由について、「成年被後見人」及び「被保佐人」を削除し、心身に障害がある者の適格性に関する事項を新設するもの。

この改正によって、成年被後見人等であることを理由として、風俗案内業から一律に排除されるのではなく、必要な能力の有無で判断されることとなる。

(3) スケジュール

令和元年12月の県議会上程を予定

(4) 施行日

令和元年12月を予定

3 令和元年秋の全国交通安全運動の実施結果について

(1) 交通事故等の状況

ア 交通事故発生状況（9月21日～30日）

区分	令和元年	平成30年	増減数	増減率
発生件数	62件	96件	-34件	-35.4%
死者数	0人	1人	-1人	-100.0%
負傷者数	73人	132人	-59人	-44.7%

※ 発生件数及び負傷者数は速報値

イ 信号機のない横断歩道における歩行者優先対策強化日（9月25日）

県下167か所で街頭活動を実施

ウ 「交通事故死ゼロを目指す日」（9月30日）

死者0人（全国の死者8人）

(2) 広報啓発活動等の状況

ア 各所属の実施状況

区分	出発式	パレード	推進大会	キャンペーン	各種競技大会	交通安全教育	その他	合計
実施回数	19	10	20	109	8	50	14	230

イ 主な活動



- ① 第35回交通安全県民大会 【9/23（月）交通企画課】
② 小学生と連携した「思いやり」キャンペーン 【9/25（水）熊本東署】
③ 交通安全体験フェア 【9/28（土）阿蘇署】

【委員からの質問等】

委員から「広報啓発活動の状況の中に各種競技大会とあるが、これは何をしているのか」旨の発言があり、警察から「高齢者を対象に自動車学校のコースで運転技能を競う大会等を実施している」旨の説明があった。

また、委員から「新聞に交通事故の分析結果とこれに基づく交通安全対策の記事が載っていたが、きめ細かな対策は交通安全に繋がっていると思った。特に今回は、信号機のない横断歩道における歩行者優先対策強化日を設け、県下167箇所街頭活動を行っているが、繰り返し取り組むことで交通安全に対する意識を高めてもらいたい」旨の発言があり、警察から「広報啓発に努めるとともに、分析結果を取締りに活用し対策を継続していく」旨の説明があった。

第3 報告・決裁等

1 監察業務の報告

首席監察官から報告が行われた。

2 第33回危険業務従事者叙勲受章者決定等の報告

首席監察官から報告が行われた。

3 聴聞実施に伴う行政処分の処分決定の決裁

生活環境課長から説明があり、決裁が行われた。

4 行政処分に係る聴聞の実施の決裁

生活環境課長から説明があり、決裁が行われた。

5 小型無人機等の飛行に関する通報書受理の決裁

警備第二課次席から説明があり、決裁が行われた。

6 審査請求（H30 No.8）に係る裁決の決裁

広報県民課文書情報室補佐から説明があり、決裁が行われた。

- 7 審査請求（H 3 0 No. 9）に係る裁決の決裁
広報県民課文書情報室補佐から説明があり、決裁が行われた。
- 8 令和元年第 2 5 回公安委員会会議録の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 9 審査請求（R 1 No. 2）弁明書受理の報告
公安委員会事務室から報告が行われた。
- 10 苦情（R 1 No. 4）受理の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 11 全国公安委員会連絡会議分科会協議テーマ決定の報告等
公安委員会事務室から報告等が行われた。